

鎌倉市営住宅集約化候補地土壌汚染調査について

1 調査経過

市営住宅集約化事業に先立ち、その候補地の土壌状況について調査するため、土壌汚染対策法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関連法令に基づく土壌汚染調査を実施した。

平成 29 年 7 月 地歴調査  
 平成 30 年 3 月 土壌汚染状況調査



2 調査対象地

市営笛田住宅用地  
 深沢クリーンセンター用地  
 隣接する市有地

3 地歴調査概要

対象地の土地利用履歴から、特定有害物質の取扱履歴を特定し、土壌汚染のおそれの区分の分類を設定した。

表 1 土壌汚染のおそれの区分の分類

汚染土壌が存在するおそれの分類		特定有害物質保管・使用 該当箇所（調査箇所）	試料採取等対象物質
①	汚染土壌が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	深沢クリーンセンター事務棟 1 階実験室・ゴミ置場	四塩化炭素 ベンゼン 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 ほう素及びその化合物
		深沢クリーンセンター危険物屋内貯蔵所	ベンゼン 鉛及びその化合物
②	汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地	上記保管場所を除く深沢クリーンセンター平地全域	四塩化炭素 ベンゼン 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物
③	汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地	山林、市営笛田住宅用地、隣接する市有地	

#### 4 土壌汚染状況調査概要

##### (1) 調査地点数

地歴調査による土壌汚染のおそれの区分に基づき、試料採取の地点数を設定し、第一種特定有害物質を対象とした土壌ガス調査を71地点、第二種特定有害物質を対象とした土壌調査を169地点で実施した。

なお、同施設の処理槽内部への立入りによる調査が不可能と判断し、また、現地調査を実施する上で安全面を考慮し、し尿処理槽の下部については、本調査の対象外とし、今後施設の取壊し等により処理槽内部への立ち入りが可能となった時点で実施するものとする。

表2 調査数量

特定有害物質の分類		調査分類	試料採取地点数	分析数量
①	第一種特定有害物質 (四塩化炭素) (ベンゼン)	土壌ガス調査	71	71
②	第二種特定有害物質 (六価クロム化合物) (水銀及びその化合物) (ほう素及びその化合物)	土壌溶出量調査	158	114
		土壌含有量調査	158	114
③	第二種特定有害物質 (鉛及びその化合物)	土壌溶出量調査	110	28
		土壌含有量調査	110	28

※ ②と③は試料採取地点数が一部重複(99地点)しており、計169地点で調査をしています。

※ 複数地点均等混合法を採用しています。

##### (2) 調査結果

###### ア 第一種特定有害物質(四塩化炭素・ベンゼン)

試料採取区画(71区画)すべて、土壌ガスは不検出であり、土壌ガスの検出等は確認されなかった。

###### イ 第二種特定有害物質(六価クロム化合物・水銀及びその化合物・ほう素及びその化合物)

第二種特定有害物質(六価クロム化合物・水銀及びその化合物・ほう素及びその化合物)に関して、「六価クロム化合物(溶出量)」及び「ほう素及びその化合物(溶出量)」で一部の試料採取等区画で検出が確認されたが、試料採取等区画(160区画)すべて、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることが確認された。

###### ウ 第二種特定有害物質(鉛及びその化合物)

第二種特定有害物質(鉛及びその化合物)に関して、含有量で一部の試料採取等対象区画で検出が確認されたが、試料採取等区画(111区画)すべて、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることが確認された。